

郵送用

住民票等交付申請書
Application for Certificate of residence

(あて先) 成田市長

令和 年 月 日

①申請者はどなたですか

◎本人または同一世帯の人または代理人の方記入欄（代理人の場合は、委任状が必要です。）

現住所	
氏名（署名または記名押印）	印
連絡先	☎ ()
※使いみち（具体的に） マイナンバー・住民票コード記載の場合は記入	
※提出先（具体的に） マイナンバー・住民票コード記載の場合は記入	

◎その他の人または法人等記入欄

現住所または事務所所在地等	
氏名または法人名等及び代表者名	印（代表者印）
連絡先	☎ ()
担当者名（法人等の場合）	
使いみち（具体的に）	
提出先（具体的に）	

使いみち等が書ききれない場合はこちらをご利用ください。

②どなたのものが必要ですか

住所 Address	成田市 Naritashi	棟・部屋番号等 Room number
ふりがな		生年月日 Date of birth
氏名 Name		大・昭・平・令 (外国人住民は西暦) 年 月 日
連絡先	☎ ()	

③どの証明書が必要ですか

住民票		住民票の除票		記載事項証明書 □性別の記載を希望する		※以下の項目は、第三者が請求する場合は、正当な理由がなければ記載することができません。
世帯全員	世帯の一部	世帯全員	世帯の一部	世帯全員	世帯の一部	
通	通	通	通	通	通	

下記の項目について必要な場合は□にチェックをして下さい。

世帯主・続柄 本籍・筆頭者 個人番号（マイナンバー）※ 住民票コード※

※個人番号（マイナンバー）または住民票コードの記載が必要な方は、以下の「使いみち・提出先」欄へ必ずご記入ください。本人または同一世帯の人のみが申請できます。代理人が申請する場合は委任状等の代理権限を有することが確認できる書類が必要です。代理人に対して直接交付することは行わず、転送不要の親展で本人の住民登録地へ郵送します。

履歴有 証明する内容（住所や氏名の履歴等） ()

【外国人住民が同一世帯にいる場合】

国籍・地域 在留資格・在留期間・在留期間満了日
在留カード等番号 中長期在留者・特別永住者等の区分

※ 注意事項

1. 本人であることの確認について

(1) 運転免許証，マイナンバーカード（個人番号カード），住民基本台帳カード，在留カード，その他官公署が発行した免許証，許可証，資格証明書（写真貼付のものに限る。），健康保険証などの現在の住所，氏名の記載のあるものの写しを添付してください。

※現在の住所が裏面に記載されている場合は両面の写しを添付してください。

(2) 住民登録地と違う場所を送付先に指定する場合は，その理由を記入し，その場所に居住していることがわかるもの（公共料金の支払明細や消印のある郵便物など）の写しを添付してください。

2. 本人等以外の申出について

(1) 法定代理人は，戸籍謄本またはその資格を証明する書類（写し可）を添付してください。

(2) 代理人は，「委任状」と1. (1)により代理人の確認をします。

(3) 特定事務受任者（弁護士，司法書士，土地家屋調査士，税理士，社会保険労務士，弁理士，海事代理士，行政書士）については，「統一請求書」により申出してください。

(4) 法人の場合

① 代表者が請求に当たる場合：法人の事務所所在地・法人名・代表者名・連絡先を記載し，代表者印を押印してください。なお，代表者の本人確認書類（上記1 (1)参照）の写し，代表者事項証明書（写し可）の添付が必要です。また，代表者事項証明書に記載されている所在地以外の事務所へ送付を希望する場合は，事務所一覧表等を添付してください。利用目的のない申請は受付できません。申請書に使いみち・提出先を具体的に記載していただき，疎明資料を添付してください。

② 従業員等が請求に当たる場合：法人の事務所所在地・法人名・代表者名・連絡先・請求に当たる従業員の氏名を記載し，法人の社判を押印してください。なお，従業員の本人確認書類（上記1 (1)参照）の写し，社員証や職員証・在職証明書（社員証等がない場合は法人からの委任状）などの法人に属することがわかる書類の写し，事務所の所在地がわかる書類の添付が必要です。利用目的のない申請は受付できません。申請書に使いみち・提出先を具体的に記載していただき，疎明資料を添付してください。

3. 偽りその他不正の手段により請求したときは30万円以下の罰金に処せられます。

（住民基本台帳法第47条）

4. マイナンバー（個人番号）入り住民票について

マイナンバー（個人番号）の記載ができるのは本人または本人と同一世帯の人のみです。また，マイナンバー（個人番号）を法令等に定める手続き以外に利用・提供等した場合は法律により罰せられます。代理人が申請するときは，委任状等の代理権限を有することが確認できる書類が必要であり，転送不要の親展で本人の住民登録地へ郵送します。